

東広島市消防局からのお知らせ(火災予防について) R7.1

全国的に大規模な林野火災が発生しています。その主な原因の一つとして野焼きや屋外でのごみ焼き等があげられています。

火災により民家へ延焼したり、消火中に死傷者が発生することもあります。

火災から地域を守るために、また、ご自分が負傷しないように、火災予防への取り組みにご協力ください。

下表は、野焼きや草焼きごみ焼きなど、屋外での焼却から火災になったと推測されるもので、**東広島市**については、令和6年中では**市内で発生した火災件数の35%**にも及び、全国における発生割合に比べて非常に高いのが特徴です。

火災発生状況※ (過去3年)	令和4年(126件)			令和5年(118件)			令和6年(101件)※			令和5年
原因	東広島市	竹原市	大崎上島町	東広島市	竹原市	大崎上島町	東広島市	竹原市	大崎上島町	全国
たき火 【虫焼火含む】	30	3	2	23	4		15	3		3,472
火あそび	1			2			1			363
取 灰	2	1		5			1			264
焼却炉	1						1	1		342
火入れ	9	1		26	2	1	11			2,167
小 計 (発生割合)	43 (40%)	5 (42%)	2 (29)%	56 (53%)	6 (67%)	1 (25%)	29 (35%)	4 (31%)	0 (0%)	6,608 (17%)
火災合計 (参 考)	107	12	7	105	9	4	83	13	5	38,659

※山陽自動車道及び管轄外で発生した火災件数は除いています。※令和6年の数値は速報値のため、変わる場合があります。

原則、屋外での焼却は禁止されています。(裏面参照)

例外として扱われている農業の草焼きや、たき火などを行うときは、火災予防条例により、消防署へ「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」が必要です。

※火災になった場合には出火者の責任は免れないので、消火できる十分な対応や準備などの措置を行ってください。

刑法上では、失火罪(50万円以下の罰金)、重過失失火罪(3年以下の禁錮または150万円以下の罰金)に問われることもありますので注意してください!

他人の財産や資産に被害をもたらした場合、民事責任が問われる可能性もあります。

やむを得ず焼却する場合の注意点

必ず消火の準備をする

完全に火が消えるまでその場を離れない

風が強い日や乾燥注意報が発表されている時は火入れを控える



「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」についての問い合わせ

東広島市消防局 TEL 082-422-0119(代表)

東広島消防署 TEL 082-422-6567

西分署 TEL 082-428-0119

高屋分署 TEL 082-491-0119

南分署 TEL 0823-82-0119

北分署 TEL 082-432-2119

東分署 TEL 082-437-0119

安芸津分署 TEL 0846-45-0119

竹原消防署 TEL 0846-23-0119

忠海分署 TEL 0846-26-0420

大崎上島消防署 TEL 0846-65-2056

ごみの屋外焼却に関する苦情が増えています

洗濯物に汚れや臭いがつく、煙や臭いで気分が悪くなる等の近所迷惑になります。
また、有害物質を発生させる危険や、火災発生の原因にもなります。
ドラム缶や一斗缶等での焼却、構造基準に満たない小型焼却炉も使用できません。

屋 外 焼 却（野焼き）の 禁 止

屋外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で、原則的に禁止されています。また、第25条・第32条で罰則が規定されています。

ただし、施行令第14条で焼却禁止の例外が定められています。

焼却禁止の例外	
①	河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等
②	防災訓練での消火訓練用の焼却等
③	とんど焼き等（ただし、行事からでる普通のごみは焼却できません）
④	農業（畦焼き、稲わら・もみ殻・草等の焼却等）、林業（伐採した枝等の焼却等） 漁業（魚網に付着した海産物の焼却等）
⑤	たき火、キャンプファイヤー等（日常生活を営む上で軽微なもの）
違反して焼却した場合	
①	5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科
②	従業員が野焼きを行った場合、その事業主にも罰則が適用（3億円以下の罰金）

上記の例外④は、農林漁業を営む上でやむを得ない行為に限り、焼却はできますが、苦情があれば、「やむを得ない」行為とは言えません。また、「軽微な」行為とも言えません。

できるだけ堆肥化するか、収集袋で出すことや直接ごみ処理施設へ持ち込みをしてください。また、地域や隣近所でよく話をしていただき、ルールづくりをお願いします。

不 法 投 棄 の 禁 止

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で禁止されています。また、第25条・第32条で罰則が規定されています。

違反して不法投棄した場合	
①	5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はその併科
②	従業員が不法投棄を行った場合、その事業主に罰則が適用（3億円以下の罰金）

お問い合わせ先 東広島市役所

（西条町・八本松町・志和町・高屋町の場合）

生活環境部 廃棄物対策課

TEL082-420-0926 FAX082-426-3115

（上記以外の町は、各支所）

黒瀬支所 地域振興課 TEL 0823-82-0216

福富支所 地域振興課 TEL 082-435-2211

豊栄支所 地域振興課 TEL 082-432-2211

河内支所 地域振興課 TEL 082-437-1109

安芸津支所 地域振興課 TEL 0846-45-1102

農業の畦焼き等で火災とまぎらわしい行為を行う場合は、事前にお近くの消防署に届け出てください。

不法投棄が今まに行われている場合は→警察署TEL110番

事業所のごみ（産業廃棄物に当たるもの）の焼却・不法投棄の場合は

→広島県 西部東厚生環境事務所
環境管理課

TEL 082-422-6911（代表）
FAX 082-422-9353